

大分県報

平成三十一年
第三〇六七号
三月十五日

（金曜日）

目次

告示

- 大分県工業生産動態統計調査規程の一部改正……………一
- 瀬戸内環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 地籍調査の成果の認証……………三
- 都市計画事業の事業計画の認可……………三
- 体験型交通安全教育業務委託入札参加資格審査規程の制定……………三

告示

大分県告示第百十六号
大分県工業生産動態統計調査規程（平成二十一年大分県告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月十五日
大分県知事 広瀬 勝貞
別表を次のように改める。
別表（第四条関係）
大分県工業生産動態統計調査対象品目

業種名	採用品目名	生産品目		調査範囲
		定	義	
乳製品 みそ しょうゆ ドレッシング	乳飲料 バター 乳酸菌飲料 その他の乳製品	練乳 脱脂粉乳	千円 主要事業所	全部 主要事業所

工業	織業	木材業	木製品業	家具業	印刷業	化学工業	プラスチック製品業	窯業・土石製品業	窯業・土石製品業	金属製品業	金属製品業	汎用機械工業	生産機械工業	業務用機械工業
栄養補助食品 清涼飲料	焼酎 清酒 外衣	床板	木製家具	平版印刷（オフセット印刷） 二硫化炭素 農薬	工業用プラスチック製品 プラスチック容器	生コンクリート コンクリート製品	鉄骨 橋りょう 金属プレス製 自動車車体部品	軸受	熱交換器 反応用機器 化学装置用タンク その他	輸送機械用 電気機械用 その他	飲料用プラスチック容器 その他	護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 その他	輸血用機械器具 人工臓器 透析用中空糸 その他	事務用機械付 属品 医療用機械器具 医療用品
千円	キロリットル	立方メートル	個	トン	千円	トン	トン	トン	トン	トン	トン	千円	千円	千円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平成三十一年三月十五日

大分県報（告示）

電気機 械工業	開閉制御装置 半導体・IC 測定器		千 万 円	主要事業所 〃
輸送機 械工業	自動車部品 ワイヤーハー ネス プラスチック	機関部品 駆動伝導及び操縦装置部品 懸架制動装置部品 シャシー・車体部品 乗用車用エアコン	千 円	主要事業所 〃
その他 工業	船	ガット	ト ン	〃
個				主要事業所

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県告示第百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		排 水 口 名	一 日 当 た り の 排 出 水 量
								水素イオン濃度 mg/l	生物化学的酸素要求量 mg/l	浮遊物質 mg/l	窒素含有量 mg/l		
洗浄施設	〇・〇九m ³	平三一・四・二六	平三一・五・一〇	平三一・五・一〇	間欠	なし	通常 の 値 〇・〇九	六〇	一〇〇	六〇	三	通常 の 値 二三五・二	最大 の 値 三〇八・七
					八時間		通常 の 値 〇・〇九	八〇	一〇〇	七	六	最大 の 値 三〇八・七	最大 の 値 三〇八・七

4 汚水等の処理の方法
5 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

排水口A

状態の値	浮遊物質	質量	その他参考となるべき事項
	りん含有量	mg/l	
〇	〇・六二五	三・二二五	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ
〇	〇・六二五	一・二二五	

<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 平成三十一年三月十五日から同年四月五日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p>	<p>大分県告示第百十八号</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。</p> <p>平成三十一年三月十五日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>
<p>調査を行った者の名称</p> <p>竹田市</p>	<p>調査を行った期間</p> <p>平二六・六・一九から平二九・七・二六まで</p>	<p>成果の名称</p> <p>竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿</p>
	<p>調査を行った地域</p> <p>竹田市大字次倉の一部</p>	<p>認証年月日</p> <p>平三一・二・二七</p>

大分県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成三十一年三月十五日

大分県知事 広 瀬 貞

一 施行者の名称
別府市

二 都市計画事業の種類及び名称
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・八号 浜脇秋葉線

平成三十一年三月十五日

<p>三 事業施行期間 平成三十一年三月十五日から平成四十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 大分県別府市浜脇二丁目、南町及び立田町 地内</p> <p>2 使用の部分 大分県別府市南町及び松原町 地内</p>	<p>大分県告示第百二十号</p> <p>体験型交通安全教育業務委託入札参加資格審査規程を次のように定める。</p> <p>平成三十一年三月十五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p>
<p>第一条 この規程は、大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第十九条の規定に基づき、大分県が発注する体験型交通安全教育業務の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（体験型交通安全教育業務）</p> <p>第二条 体験型交通安全教育業務とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十七に定める交通安全教育として行う、交通安全教育車、自転車シミュレータ等を活用した体験型の交通安全教育に関する業務をいう。</p> <p>（入札参加資格要件）</p> <p>第三条 入札参加資格を得ようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>一 体験型交通安全教育業務を行うのに、必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する法人であること。</p> <p>二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当しないこと。</p> <p>三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがされていないこと。</p>	<p>大分県報（告示）</p> <p>三</p>

と。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画の認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

四 現に法人税、地方税、消費税、地方消費税及び社会保険料を滞納していないこと。

五 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

六 仕様書に定められている業務内容を、公正かつ適確に遂行し、契約期間を通じて完全に履行可能な体制及び能力を備えていること。

七 活動拠点として、主たる事務所を県内に有していること。

（申請の時期及び方法）

第四条 入札参加資格の審査申請時期は、入札の公告の日から当該日の属する年の四月十二日まで（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 納税証明書及び社会保険料領収証の写し

二 登記事項証明書及び定款並びに社内規則の写し

三 営業概要書

四 決算報告書の写し（申請書を提出する日の前日の属する営業年度の直前の二営業年度のもの）

五 委任状（法人の代表者以外の者に入札、契約等に関する権限を委任する場合に限る。）

六 使用印鑑届

七 前各号に掲げるもののほか、知事が指定する書類

3 前項に定める競争入札参加資格審査申請書並びに同項第三号、第五号及び第六号の規定により添付すべき書類の様式は、別に定める。

（審査項目及び審査基準）

第五条 入札参加資格審査の審査項目及び審査基準については、別に定める。

（審査結果の通知）

第六条 知事は、競争入札参加資格審査申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決

定し、その結果を申請書を提出した者に郵送により通知するものとする。

（資格の有効期間）

第七条 入札参加資格の有効期間は、前条の規定により入札参加資格を取得した日から翌年の九月三十日までとする。

（変更届）

第八条 入札参加資格を取得した者は、入札参加資格の有効期間中、次に掲げる事項に変更があつたときは、資格審査申請事項変更届に関係書類を添付して、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 営業所の名称又は所在地

三 代表者又は代理人の氏名

四 使用印鑑

五 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格に関する事項

2 前項に定める提出すべき書類の様式は、別に定める。

（資格の取消し）

第九条 知事は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定に該当するに至つた場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

附則

この告示は、公示の日から施行する。